

法務省人定第29号  
平成29年4月1日

法務省保護局長 殿  
地方更生保護委員会委員長 殿  
保護観察所長 殿

法務省大臣官房人事課長  
(公印省略)

保護観察所の職員の配置定員について（依命通達）

標記については、下記のとおりとされましたので、その適正な運用に留意願います。

なお、平成28年4月1日付け法務省人定第28号当職依命通達「保護観察所の職員の配置定員について」は、廃止します。

記

- 1 各保護観察所別の職員の配置定員は、別表のとおりとする。
- 2 保護観察所の支部の職員の配置定員は、別表に定める当該保護観察所の職員の配置定員の範囲内において、当該保護観察所長が別に定める。

別表 各保護観察所別の職員の配置定員

管轄地方更生 保護委員会名	保護観察所の名称	配 置 定 員 ( 人 )		
		行政職(一)	行政職(二)	合 計
北海道地方更生 保護委員会	札幌保護観察所	43		43
	函館保護観察所	12		12
	旭川保護観察所	19		19
	釧路保護観察所	17		17
	小 計	91		91
東北地方更生 保護委員会	青森保護観察所	17		17
	盛岡保護観察所	16		16
	仙台保護観察所	41		41
	秋田保護観察所	13		13
	山形保護観察所	12		12
	福島保護観察所	40		40
	小 計	139		139
関東地方更生 保護委員会	水戸保護観察所	32		32
	宇都宮保護観察所	22		22
	前橋保護観察所	20		20
	さいたま保護観察所	67		67
	千葉保護観察所	49		49
	東京保護観察所	186	1	187
	横浜保護観察所	73		73
	新潟保護観察所	21		21
	甲府保護観察所	14		14
	長野保護観察所	20		20
	静岡保護観察所	33		33
小 計	537	1	538	
中部地方更生 保護委員会	富山保護観察所	13		13
	金沢保護観察所	14		14
	福井保護観察所	12		12
	岐阜保護観察所	16		16
	名古屋保護観察所	73		73
	津保護観察所	17		17
	小 計	145		145
近畿地方更生 保護委員会	大津保護観察所	15		15
	京都保護観察所	27		27
	大阪保護観察所	109		109
	神戸保護観察所	53		53
	奈良保護観察所	14		14
	和歌山保護観察所	16		16
	小 計	234		234

管轄地方更生 保護委員会	保護観察所の名称	配 置 定 員 ( 人 )		
		行政職(一)	行政職(二)	合 計
中国地方更生 保護委員会	鳥取保護観察所	13		13
	松江保護観察所	12		12
	岡山保護観察所	21		21
	広島保護観察所	35		35
	山口保護観察所	17		17
	小 計	98		98
四国地方更生 保護委員会	徳島保護観察所	13		13
	高松保護観察所	22		22
	松山保護観察所	19		19
	高知保護観察所	15		15
	小 計	69		69
九州地方更生 保護委員会	福岡保護観察所	85	1	86
	佐賀保護観察所	13		13
	長崎保護観察所	19		19
	熊本保護観察所	18		18
	大分保護観察所	13		13
	宮崎保護観察所	14		14
	鹿児島保護観察所	20		20
	那覇保護観察所	24		24
小 計	206	1	207	
合 計		1,519	2	1,521